

第五次大野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画



【計画期間：令和3年度～令和7年度】



社会福祉法人 大野市社会福祉協議会

はじめに

今日、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者世帯の増加等により、家庭や地域のつながりの希薄化が進むとともに、社会的孤立、生活困窮等が社会問題として大きく取り上げられるようになりました。

このように地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、これまでの社会福祉の諸制度や枠組みでは対応や解決が難しく、生活・福祉に係る多くの課題や問題が広がってきています。

このため、国においては数年前から、多様化、深刻化する家庭や地域の生活・福祉課題に呼応するため、地域住民の一人ひとりがこれらを自分たち共通の問題としてとらえ、共に支え合う「地域共生社会」の実現のため、地域の福祉力を高める取り組みを推進しています。

本協議会では、平成28年3月に第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定し、その「結の心でつながる福祉のまち」の基本理念のもと、様々な地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この計画は、令和2年度で終了することから、これまでの計画の進捗状況を検証・評価し、関係者の方々からご意見をいただき、この度「第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画では、第四次活動計画の基本理念を承継し、とりわけ2015年の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を各事業に取り入れ、また、日常生活に重大な影響を及ぼすような感染症に対しては、その対策を徹底し、事業継続ができる体制に努めていきます。

今後とも、これまで以上に関係機関やボランティア、行政等とのネットワークを強化し、積極的に地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、関係各位のより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、この計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただき貴重なご意見等を賜りました策定委員の皆さま、ご指導やご協力をいただきました関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人大野市社会福祉協議会

会 長 齊 藤 康 文

目次

第1章 地域福祉の推進と地域福祉活動計画

- 1 地域福祉の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 地域福祉活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の評価

- 1 第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価の総括・・・・・・・・ 5
- 2 評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 評価結果及び事業の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価概要・・・・・・・・ 7

第3章 計画の基本フレーム

- 1 基本理念・基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画基本フレーム・・・・・・ 10

第4章 実施計画

- 基本計画1 地域の特性を活かした住民主体の福祉活動を推進します
 - 実施計画(1) 小地域福祉活動の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 住民主体の参加と協働による福祉のまちづくり・・・・・・・・ 11
 - (3) 地域住民による福祉活動の輪づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 基本計画2 参加や交流を通して福祉意識を育みます
 - 実施計画(4) 福祉イベントを通じたふれあいの輪づくり・・・・・・・・ 12
 - (5) 学齢期からの福祉教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 基本計画3 ボランティア活動の活性化を図ります
 - 実施計画(6) ボランティアの育成と活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (7) ボランティアマッチング機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (8) 災害ボランティアの連携と活動強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 基本計画4 地域における支え合いの体制づくりを推進します
 - 実施計画(9) 多様な主体による支え合いと助け合い活動の推進・・・・ 14
- 基本計画5 共同募金を活用し、じぶんの町を良くします
 - 実施計画(10) 共同募金配分金を活用した福祉のまちづくり・・・・・・ 14

基本計画 6	安心のある市民生活を支援します	
実施計画 (11)	在宅生活を支える介護機器の貸出	1 5
	(12) 総合福祉相談の充実	1 5
	(13) 生活困窮者への包括的支援	1 5
基本計画 7	利用者のニーズに応じた相談と支援を推進します	
実施計画 (14)	障がい者の自立と社会参加の支援	1 6
	(15) 福祉サービスの利用援助	1 6
	(16) 法人後見による適正な権利擁護	1 6
	(17) 障がい者の相談支援と福祉サービス利用計画支援	1 7
基本計画 8	在宅福祉サービスによる介護予防を推進します	
実施計画 (18)	高齢者の日常生活の支援	1 7
	(19) 高齢者の介護予防の推進	1 8
基本計画 9	障がい福祉サービスの拡充を図ります	
実施計画 (20)	障がい児の自立促進と日中活動の支援	1 8
	(21) 障がい者の日常生活の支援	1 8
基本計画 10	地域での生活を支える介護保険サービスを充実します	
実施計画 (22)	利用者本位のサービスの提供	1 9
	①居宅介護支援	1 9
	②訪問介護	1 9
	③天神通所介護	1 9
	④和泉通所介護	1 9
	(23) 災害や感染症発生に備えたサービスの継続	2 0
	(24) 経営の安定化と運営の効率化	2 0
基本計画 11	適正な法人運営体制を継続します	
実施計画 (25)	組織、運営体制の安定化	2 0
	(26) 適正な苦情解決制度の運用	2 1
	(27) 安定的な財源確保	2 1
	(28) 適正な基金の運用	2 1
基本計画 12	広報、啓発活動を強化します	
実施計画 (29)	広報、啓発活動の拡充と強化	2 1

資 料

第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定経過	2 2
第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	2 4
第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿	2 5

第1章 地域福祉の推進と地域福祉活動計画

1 地域福祉の推進

私たちが住む地域には、一人で暮らす高齢者、障がいがあり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要とする人たちも多く住んでいます。

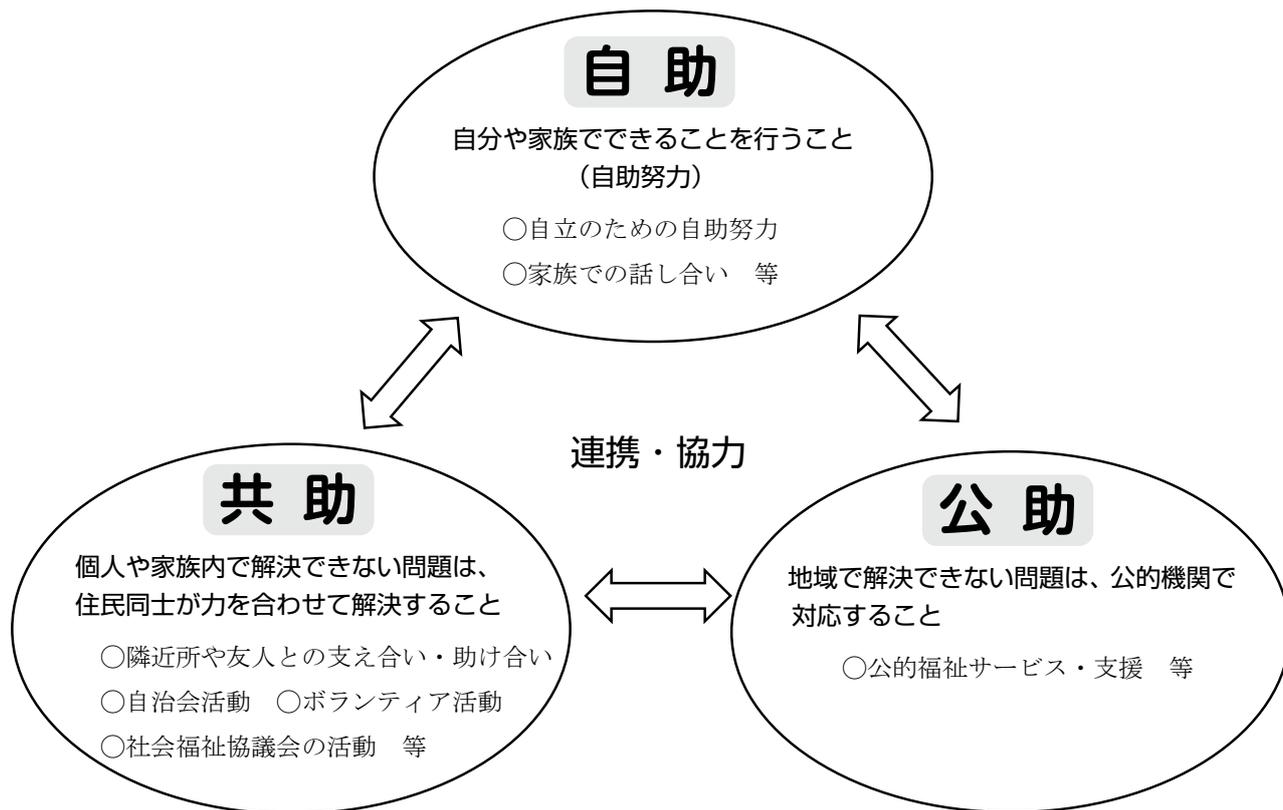
「地域福祉」とは、これらの人たちが抱えている様々な生活・福祉課題の解決に向けて、自分たちが住んでいる「地域」という場所を中心に考え、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、みんなが支え合い・助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取り組みのことを言います。

その地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助・支え合い（共助）、公的な福祉サービス・支援（公助）が、それぞれの強みを活かしながら、相互に連携・協力していく関係を築くことが求められています。

【 地域福祉を推進するうえで大切なこと 】

- (1) 一人ひとりが地域の中で交流を深め、住んでいる人と地域が一体となった地域づくりが必要である。
- (2) 暮らしやすいまちをつくっていくため、隣近所に住む人、住んでいる地域のことをもっと知り、みんなで考えあうことが重要である。
- (3) 地域の課題に対して一人ひとりが自発的に行動する支え合い・助け合いの体制づくりが必要である。
- (4) 地域の課題や将来的な問題に対して緊急度と優先度を整理しながら取り組むことが必要である。
- (5) 地域社会の動き、社会保障制度の変容による市民生活の変化に対応できる取り組みが重要である。

自助、共助、公助の役割



2 地域福祉活動計画

(1) 計画の根拠

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ること」を目的とする団体として位置づけられており、地域福祉活動計画は、この地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定する計画です。

第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「前計画」という。）は、その計画期間が平成28年度から令和2年度までの5年間となっていることから、今後多様化する生活・福祉課題への対応と現状に即した地域福祉活動を推進するため、前計画の基本理念を承継する第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）を策定します。

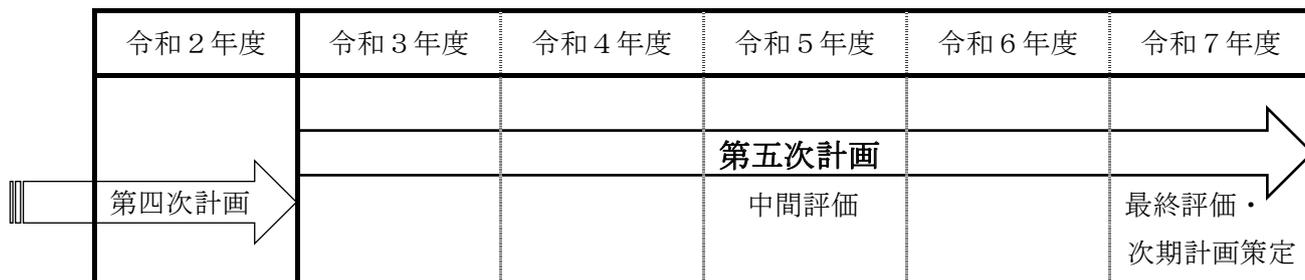
(2) 計画の目的

大野市が策定する地域福祉計画との整合性を図りながら、大野市社協として地域福祉の考えや目標、取組みの方向を明らかにし、重点的に取り組む内容を示すことで、地域住民や地域の多様な機関・団体との連携と協働による住民主体の活動を推進することを目的とします。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、変化する社会情勢への対応や他計画との整合性を保つため、期間中であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。また、計画の中間年と最終年には評価を行い、実施計画の進捗状況を検証するとともに次期計画に反映していきます。



(4) 計画策定の体制

①関係団体等の参画による策定委員会の設置

地域福祉の推進に関わる団体や関係者の幅広い意見を反映させるため、区長、民生児童委員、ボランティア、地区社協等の代表から成る「第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画内容の検討を行います。

②社協事務局内部によるワーキング会議の開催

社協事務局内部による「地域福祉活動計画推進作業ワーキング会議」を設け、部門ごとに課題の抽出と検証を行い、計画の素案づくりを行います。

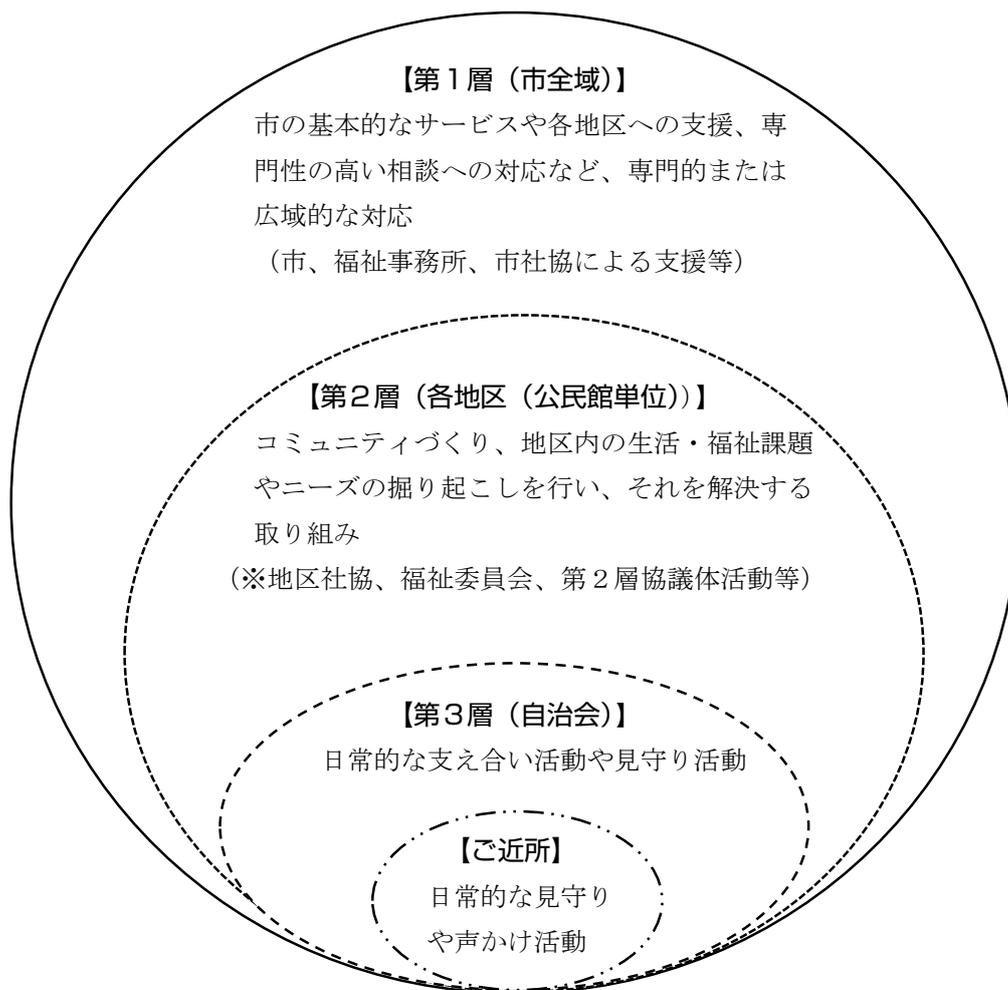
(5) 計画の範囲及び地域のとらえ方

地域における生活・福祉課題を的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲の地域（エリア）の設定が必要になります。

本計画における地域福祉を推進していくエリアとしては、大野市全域（第1層）を基本としますが、さらに次の図のとおり「第2層 各地区（公民館単位）」、「第3層 自治会（「ご近所」を含む。）」と細分化したエリアを設け、推進項目ごとにエリアを定めます。

地域課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、実施する活動内容などにより、柔軟に取り組んでいきます。

地域福祉を推進する「地域」のイメージ図



※地区社協、福祉委員会、第2層協議体とは

①地区社協

地区社協は、地域福祉事業をより身近な地域で推進・充実させていくため、市内8地区（大野、下庄、乾側、小山、上庄、富田、阪谷、和泉）にそれぞれ設置されています。

また、地区社協は、地域の実情や課題を把握するとともに、その地域の課題に応じて事業（見守り活動、世代間交流、福祉講演会等）を実施するなど、地域に密着した団体で、大野市社協と連携・協力し、地域福祉を推進しています。

②福祉委員会

福祉委員は、基本として行政区に1人配置し、身近な地域における住民の生活・福祉課題を、見守り活動や声かけ、相談対応しながら、早期に発見する「地域のアンテナ役」です。民生児童委員や市社協、地区社協等の関係者や専門機関と連携しながら、近隣住民に働きかけ、一緒になって発見した生活・福祉課題の解決に向けて取り組んでいただく「地域のボランティア」です。

また、各地区において福祉委員会を設置し、活動に伴う情報共有や市社協及び地区社協への行事等への参画及び協力をしています。

③第2層協議体

生活支援コーディネーターを中心に多様な住民の参加のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるにはどのような支え合い活動が必要か等を視点に、高齢者の困りごとの把握や支援方法についての情報共有や連携を図っています。

(6) 計画の推進にあたって

①SDGsを取り入れた福祉のまちづくり

本計画による地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs（※））」が目指す「誰一人として取り残さない」社会の実現を地域福祉の視点に取り入れ、地域の福祉力を活かした支え合いと助け合いの福祉のまちづくりを進めます。

(※) SDGs

「SDGs（エスディーゼーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標として、2015年9月の国連サミットで採択されました。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

②感染症予防対策を徹底した地域福祉活動

令和2年に世界各国で感染の報告が相次いでいる新型コロナウイルスは、仕事や学校、イベントなど私たちの日常生活に大きな影響を与えました。いつもの行動が制限され、感染への不安を感じる中、地域住民による福祉活動やボランティア活動は、休止や延期等その自粛を余儀なくされました。

その反面、こうした状況は、誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さを改めて私たちに教えてくれるものでもありました。

そして、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛中であっても、つながりを途切れさせない活動が生まれ始めてきています。

大野市社協は、これらのことを鑑み、私たちの日常生活に大きな影響を及ぼすようなあらゆる感染症に対して、その予防対策を徹底したうえで創意工夫のある地域福祉活動を展開していきます。

第2章 第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の評価

第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画を下記の基準に基づいて評価し、課題については本計画に活かします。

1 第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価の総括

令和2年度は、第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画（平成28年度～令和2年度）の最終期にあたり、この活動計画が計画どおり実施されているか点検し、その実施状況について評価を行いました。

その結果としては、42の推進項目の内、評価ランク3が28項目と全体の66.7%を占め、全体的に予定どおり事業を実施している一方、評価ランク2が3項目 (7.1%)となり、小地域福祉活動支援事業の周知及びボランティアセンターのニーズマッチング機能不足、また介護保険事業実施に伴う専門職の確保等にいくつかの課題が残りました。

また、評価ランク4は10項目 (23.8%)、評価ランク5が1項目 (2.4%)となり、評価ランク5では、法人後見事業が本計画が求めている推進項目以上の立ち上げができたことにより高評価、また、評価ランク4では、小地域での助け合いシステムの構築、福祉ふれあいまつりの市民の定着、平常時においてのコロナ対策を考慮した災害時対応体制の強化、日常生活自立支援事業による判断能力が不十分な方への支援、地域住民主体の高齢者を支える支え合いづくり、社会福祉法人制度改革への対応、さらに介護保険事業と障がい福祉サービス等事業が利用者の満足度を得て高評価となりました。今後も事業の見直しを進め、安定的な事業推進に向けて取り組みます。

次に、事業の方向性としては、継続が38項目 (90.5%)とその大半を占め、拡充 (2項目 (4.7%))を要するものは、こどもの頃からボランティア精神を養うことができるような福祉教育の推進やボランティアセンター機能の強化などがあり、統合 (1項目 (2.4%))を要するものは、和泉地区で実施していた地域支え合い推進事業による地域福祉の推進体制が市内他地区と同様の水準に達したため、この事業は終了となるが、市内全域で継続して取り組む考え方として統合としています。

さらに縮減 (1項目 (2.4%))では、本協議会で実施している生活福祉資金事業の効果に課題が残るため、そのあり方を再度検証し、見直しをしていく必要があります。

2 評価の方法

評価は、一次評価を担当者、主任及び総括主任が行い、次長、局長により二次評価を行いました。具体的評価にあたっては、次のような手順で実施状況の確認、評価を行いました。

それぞれの推進項目について平成30年度の間接評価と比較し、事業等の実施状況の確認と評価、課題抽出を行うとともに、その取組みに対する達成度（5段階評価）と今後の方向性（拡充、継続、統合、縮減、廃止）を示しました。

○事業の達成度

- 5 → 目標を大幅に上回り実施できた
- 4 → 目標を上回り実施できた
- 3 → 目標どおり実施できた
- 2 → 目標に到達しなかった
- 1 → 全く実施できなかった

○事業の方向性

- 拡充 → 事業をより一層充実する
- 継続 → 事業を引き続き実施する
- 統合 → 複数の事業を整理統合する
- 縮減 → 事業を見直し、縮減する
- 廃止 → 事業の目的が達成されたため廃止又は休止する

3 評価結果及び事業の方向性

事業の達成度			事業の方向性		
達成度	項目数	構成比 (%)	方向性	項目数	構成比 (%)
5 (高評価)	1	2.4	拡 充	2	4.7
4	10	23.8	継 続	38	90.5
3	28	66.7	統 合	1	2.4
2	3	7.1	縮 減	1	2.4
1 (低評価)	0	—	廃 止	0	—
	42	100.0		42	100.0

第四次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画評価概要（平成28年度～令和2年度）

理念 基本	目 基 標 本	基本計画	実施計画	推進項目	評価	方向性	主な成果と課題
結の心でつながる福祉のまち	みんなが主役の支え合いのまちづくり	地域における住民主体の福祉活動を推進します	小地域福祉活動の強化	1 小地域支え合い支援活動の促進……………① 2 小地域での助け合いシステムの構築	2 4	継続 継続	① 福祉委員を中心に区長や民生児童委員と連携しながら取り組む「小地域支え合い支援事業」は、目標としている20か所に対して、実施数（令和元年度9か所、令和2年度7か所）が少なく、事業の浸透と福祉委員への啓発不足は否めない。 ② 平成17年の社協合併後、和泉地区においては、和泉地区福祉のまちづくりコーディネート事業（H17～21年度）、地域支え合い生きがい活動支援事業（H22～26年度）、地域支え合い推進事業（H27～29年度）を実施し、地区社協及び福祉委員会の立ち上げ支援など地域福祉推進の体制づくりを進めてきた。現在は、地区社協や福祉委員会も設置され、各団体と情報を共有する場が設けられるなど、地域福祉活動が円滑に行われており、他地区と同様の状況に達している。 ③ 市内の小中学校から福祉体験教室の講師依頼を受け、車椅子体験、高齢者疑似体験、手話体験等を開催し、子どものボランティア意識の向上を図っている。子どもの頃からのボランティア体験等を通じた福祉教育は、将来につながる基礎となることから拡充を図っていかねばならない。 ④ 「ボランティアセンター」は現在、大野市ボランティア活動ネットワークの各団体の協力により管理運営をしている。しかし、ボランティアセンター本来の機能であるボランティアのマッチングはうまく機能しておらず、市民へのボランティア活動の内容が伝わりにくい状況であり、今後は、ボランティア広報のあり方を検討していく必要がある。 ⑤ 毎年、市の防災訓練への参加や研修会を実施することにより災害ボランティアセンター協力団体の防災意識の浸透を図っている。しかし、令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その対策を勘案した災害ボランティアセンター体制づくりが急務である。 また、郡上市社協と災害ボランティアセンター相互応援協定を締結したことで、両市の災害ボランティアの協力だけでなく、地域福祉事業全般の連携が図られることとなる。
			地区社協、福祉委員会活動の支援	3 地区社協活動の支援 4 地区福祉委員会活動の支援	3 3	継続 継続	
			地域交流活動の促進	5 地域における交流活動の促進	3	継続	
			地域住民による福祉活動の輪づくり	6 地域支え合い活動の推進……………② 7 福祉の輪づくりの推進	3 3	統合 継続	
		参加と交流を育む環境づくりを推進します	福祉イベントへの参加と交流によるふれあいの輪づくり	8 福祉ふれあいまつりの開催 9 社会福祉大会の開催	4 3	継続 継続	
			福祉教育の推進	10 福祉教育・福祉啓発の推進……………③	3	拡充	
		地域支え合いの担い手を育成します	ボランティアの育成と活動支援	11 ボランティアの育成と活動支援	3	継続	
			ボランティアセンターの機能と広報の強化	12 ボランティアセンターの機能と広報の強化……………④	2	拡充	
			災害ボランティアの連携と活動強化	13 発災に即応した災害ボランティア活動の推進……………⑤	4	継続	
		共同募金を活用し、じぶんの町を良くします	共同募金配分金を活用した福祉のまちづくり	14 配分金を活用した福祉のまちづくりの推進	3	継続	
	生き活きと暮らすことができる環境づくり	質の高い福祉サービスの提供に努めます	介護機器貸出サービスの充実	15 介護機器の無料貸出支援	3	継続	
			総合福祉相談の強化	16 心配ごと相談、無料法律相談の実施	3	継続	
			生活困窮者の自立支援	17 生活困窮者支援の推進 18 生活福祉資金の貸付……………⑥	3 3	継続 縮減	
		利用者のニーズに応じた相談と支援を推進します	障がい者の自立と社会参加の支援	19 障がい者の自立と社会参加の促進	3	継続	
福祉サービスの利用援助			20 判断能力が不十分な者の日常生活の自立支援	4	継続		
法人成年後見への取り組み			21 法人成年後見への取り組み……………⑦	5	継続		
障がい者の相談支援と福祉サービス利用計画支援			22 相談等による障がい者の自立支援 23 障がい福祉サービス等の利用計画作成支援	3 4	継続 継続		

一人ひとりの思いに寄り添う支援体制づくり	在宅福祉サービスによる介護予防を推進します	高齢者の日常生活の支援	24 高齢者の見守り支援 25 在宅介護支援センターの適正な運営 26 生活支援型ホームヘルパー派遣による安否確認と相談支援	3 3 3	継続 継続 継続	<p>⑧-1 第1層協議体（市全域） 平成28年度から「生活支援体制整備事業（第1層）」を市から受託し、実施している。 多様な主体で構成する第1層協議体「チーム結」を設置し、在宅高齢者を地域で支える仕組みづくりについて協議中、社会資源情報誌「結ねっと」を作成し、また、市内の高齢者実態調査を実施した結果、「健康づくり」と「移動支援」が課題であることが分析でき、次のステップにつなげている。 しかし、第1層協議体は、論点の着地点がなかなか見つけることが難しく、今後は、目標（テーマ）を再整理し、協議していく必要がある。</p> <p>⑧-2 第2層協議体 令和元年度から陽明中学校区における生活支援体制整備事業の第2層協議体事業を市から受託し、第2層での立ち上げを進めている。令和元年度において乾側地区に第2層協議体を設置し、地域の協力者の募集やニーズ把握を中心に活動を進めている。</p> <p>⑨ 介護保険制度が改正される中、利用者本位のサービスを目指し事業を実施しているが、看護職の確保が困難となっているほか、安定的な人材確保が課題である。</p>	
		高齢者の介護予防の推進	27 介護予防教室の開催 28 お出かけほっとサロンによる介護予防の推進 29 家族介護教室の開催	3 3 3	継続 継続 継続		
		住民主体の地域包括ケアシステムの構築	30 多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実…⑧	4	継続		
	障がい福祉サービスの拡充を図ります	障がい児の放課後等の居場所づくり	31 放課後等デイサービスの実施	4	継続		
		障がい者の日常生活の支援	32 訪問介護サービスによる日常生活支援	4	継続		
	介護保険サービスの拡充を図ります	利用者本位のサービスの提供	33 適切な介護保険サービスの提供とその充実	4	継続		
		経営の安定化	34 人材の育成・確保と効率的な事業経営……………⑨	2	継続		
		新しい総合事業への取り組み	35 介護保険制度改正に対応した適正な事業経営	3	継続		
	地域に根ざした社会福祉協議会づくり	適正な法人運営体制の確立を図ります	組織、運営体制の強化	36 適正な法人運営ができる組織・運営体制の強化 37 理事会、評議員会等の適正運営と部会の活性化	3 3		継続 継続
			苦情処理制度の的確な運用	38 苦情解決制度の適切な運用	3		継続
安定的な財源確保			39 安定的な財政運営ができる財源の確保……………⑩	3	継続		
適正な基金の運用			40 各基金の適正な運用	3	継続		
社会福祉法人制度改革の的確な対応			41 社会福祉法人制度改革への対応……………⑪	4	継続		
広報、啓発活動を強化します		広報、啓発活動の拡充と強化	42 広報、啓発活動の拡充と強化	3	継続		
<p>⑩ 社協が使命とする地域福祉の継続的な推進には、安定的な財源が必要であるが、その十分な確保には至っておらず、引き続き自主事業の拡大と市や関係機関と協議を重ねていかなければならない。</p> <p>⑪ 社会福祉法人制度改革の趣旨に則り、法が求める諸手続きを終え、組織ガバナンスや財務規律の強化を図ることができた。</p>							

第3章 計画の基本フレーム

1 基本理念・基本目標

大野市民の誰もが自分の住んでいる地域において安心して暮らすことができるよう、地域住民や福祉関係機関、団体等が連携・協力し、地域の生活・福祉課題に気づき、共に考え、その解決に向けて取り組まなければなりません。

大野市が策定する地域福祉計画の基本理念「健幸（※1）で自分らしく暮らせるまち」を受け、本計画では、前計画の理念を承継し

結の心でつながる福祉のまち

を基本理念とします。

基本理念の実現に向け、次の4つの柱に分けて基本目標を掲げます。

基本目標1 みんなが主役の支え合いのまちづくり

○地域共生社会（※2）の実現に向け、住民の参加と協働による地域福祉活動を進めます。

基本目標2 生き生きと暮らすことができる環境づくり

○安心して地域で生活を送ることができるよう適切な支援を行います。

基本目標3 一人ひとりの思いに寄り添う支援体制づくり

○利用者の意に添った在宅福祉サービスを提供します。

基本目標4 地域に根ざした社会福祉協議会づくり

○適正な法人運営や事業経営等を行い、市民から信頼される社協を目指します。

（※1）「健幸」とは、健やかで幸せな生活のことで、第六次大野市総合計画に示されています。

（※2）「地域共生社会」とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画基本フレーム

	基本目標	基本計画	実施計画
基本理念 結の心でつながる福祉のまち	I みんなが主役の 支え合いのまちづくり	1 地域の特性を活かした住民主体の福祉活動を推進します	(1) 小地域福祉活動の拡充 (2) 住民主体の参加と協働による福祉のまちづくり (3) 地域住民による福祉活動の輪づくり
		2 参加や交流を通して福祉意識を育みます	(4) 福祉イベントを通じたふれあいの輪づくり (5) 学齢期からの福祉教育の推進
		3 ボランティア活動の活性化を図ります	(6) ボランティアの育成と活動支援 (7) ボランティアマッチング機能の強化 (8) 災害ボランティアの連携と活動強化
		4 地域における支え合いの体制づくりを推進します	(9) 多様な主体による支え合いと助け合い活動の推進
		5 共同募金を活用し、じぶんの町を良くします	(10) 共同募金配分金を活用した福祉のまちづくり
	II 生き生きと暮らす ことができる環境づくり	6 安心のある市民生活を支援します	(11) 在宅生活を支える介護機器の貸出 (12) 総合福祉相談の充実 (13) 生活困窮者への包括的支援
		7 利用者のニーズに応じた相談と支援を推進します	(14) 障がい者の自立と社会参加の支援 (15) 福祉サービスの利用援助 (16) 法人後見による適正な権利擁護 (17) 障がい者の相談支援と福祉サービス利用計画支援
	III 一人ひとりの思いに 寄り添う支援体制づくり	8 在宅福祉サービスによる介護予防を推進します	(18) 高齢者の日常生活の支援 (19) 高齢者の介護予防の推進
		9 障がい福祉サービスの拡充を図ります	(20) 障がい児の自立促進と日中活動の支援 (21) 障がい者の日常生活の支援
		10 地域での生活を支える介護保険サービスを充実します	(22) 利用者本位のサービスの提供 ① 居宅介護支援 ② 訪問介護 ③ 天神通所介護 ④ 和泉通所介護 (23) 災害や感染症発生に備えたサービスの継続 (24) 経営の安定化と運営の効率化
	IV 地域に根ざした 社会福祉協議会づくり	11 適正な法人運営体制を継続します	(25) 組織、運営体制の安定化 (26) 適正な苦情解決制度の運用 (27) 安定的な財源確保 (28) 適正な基金の運用
		12 広報、啓発活動を強化します	(29) 広報、啓発活動の拡充と強化

第4章 実施計画

基本計画を実現するために、次のとおり具体的な実施計画を定めて活動します。

基本計画 1 地域の特性を活かした住民主体の福祉活動を推進します

実施計画（1）小地域福祉活動の拡充

町内会などの自治会を主な単位として、地域が抱える生活・福祉課題を地域で解決できるよう住民のネットワークによる地域の福祉力を活かします。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
小地域支え合い支援 活動の促進 ＜第3層＞（※）	継続	行政区において、福祉委員が中心となり、区長や民生児童委員等との連携、協働のもと、自ら企画するイベント等を通して住民間の交流を図り、地域の生活・福祉課題の解決に向けて取り組む活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間20か所予定 ・福祉委員が取り組みやすい事業周知と啓発

（※）以下、「推進項目」中に、定めた対象エリアを表記しています。

実施計画（2）住民主体の参加と協働による福祉のまちづくり

それぞれの地域の特性を活かした地区社協と福祉委員会の活動を支援します。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
地区社協活動の支援 ＜第2層＞	継続	地区社協を地域福祉推進の基礎組織として位置づけ、その活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の配置 ・活動経費の助成 ・会長会議による情報交換、連絡調整等
地区福祉委員会活動の支援 ＜第2層＞	継続	福祉委員を地域のアンテナ役、地域の見守り等のボランティアとして位置づけ、地区福祉委員会の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の配置 ・活動経費の助成 ・会長会議による情報交換、連絡調整等



実施計画（3）地域住民による福祉活動の輪づくり

自分たちが住んでいる地域の生活・福祉課題の解決に向け、地域の関係者の連携による活動の輪づくりを進めます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
福祉の輪づくりの推進 ＜第2層＞	継続	各地区における地域福祉活動の活性化に向けて、区長、民生児童委員、福祉委員等の連携の輪づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域懇談会等への参加 ・情報の交換や共有の場づくり
福祉委員活動の活性化 ＜第3層＞	継続	各行政区における見守り活動等の機能が発揮できるよう福祉委員活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員研修会の実施 ・交流会等を通じた福祉委員意識の啓発

基本計画2 参加や交流を通して福祉意識を育みます

実施計画（4）福祉イベントを通じたふれあいの輪づくり

市民の参加による福祉イベントを通して、市民の福祉意識を育み、ふれあいの輪づくりを進めます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
福祉ふれあいまつりの開催 ＜第1層＞	継続	市民のふれあいの輪づくりと福祉意識の向上を目指して、市民の参加と交流を進める「福祉ふれあいまつり」を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・6月第1土曜日の定例開催
社会福祉大会の開催 ＜第1層＞	継続	市民が一堂に会する「社会福祉大会」を開催し、福祉のまちづくりへの意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・9月第4土曜日の定例開催 ・社会福祉功労表彰の実施

実施計画（5）学齢期からの福祉教育の推進

学齢期から福祉への理解を図り、福祉教育を推進します。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
学齢期からの福祉教育の推進 ＜第2層＞	新規	子どもが中心となり、地域の実情に応じた身近なテーマの下で学校・地域住民・関係機関が一緒にプログラムを企画・実施し、福祉教育を通して地域福祉の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを中心に地域で取り組む福祉教育推進事業の実施（モデル地区を選定）
福祉教育の推進と福祉啓発 ＜第1層＞	継続	福祉やボランティア活動への市民の理解を深めるため、福祉教育を推進し、啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での福祉体験教室の開催 ・一般市民、事業所向け福祉講座の開催 ・広報媒体を活用した福祉情報の発信

基本計画3 ボランティア活動の活性化を図ります

実施計画(6) ボランティアの育成と活動支援

ボランティア活動を支援するとともに、ボランティアを養成する研修等を通じて、その底辺の拡大を図り、市民のボランティア参加意識の向上を図ります。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
ボランティアの育成と活動支援 ＜第1層＞	継続	ボランティアの底上げを図るため、ボランティア講座や研修会等を開催し、人材の育成と活動の支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講座の開催 ・ボランティア研修会等の開催 ・ボランティア活動ネットワークによる交流と情報発信 ・リアルタイムな情報の発信
若年からのボランティア意識の醸成 ＜第1層＞	新規	中・高生の頃からボランティアに参加する機会を提供し、ボランティア意識を醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉イベント、行事等へのボランティア参加の機会拡大 ・関係する学校との連携によるボランティア学習 ・ボランティアの交流

実施計画(7) ボランティアマッチング(※)機能の強化

ボランティアを求めるニーズとボランティアを結ぶマッチング機能を強化し、ボランティアセンター運営の円滑化を図ります。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
ボランティアマッチング(※)機能の強化 ＜第1層＞	継続	ボランティアニーズの的確な把握により、適切なボランティアマッチングを行い、ボランティアセンター本来の機能を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアニーズの把握と市民への啓発 ・ボランティア情報の提供 ・ボランティアの相談と登録 ・ボランティアマッチングの調整 ・ボランティアの交流促進 ・ボランティアセンターの広報とボランティア活動の発信

(※) ボランティアマッチングとは、ボランティアを必要とする側(需要)とボランティア活動で支援する側(供給)との調整を図ることです。

実施計画(8) 災害ボランティアの連携と活動強化

災害ボランティアセンター連絡協議会を構成する団体間における平常時の連携と協力体制を確認し、災害時の迅速な対応に結びつけます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
発災に即応した災害ボランティア活動の推進 ＜第1層＞	継続	災害時のボランティア活動を円滑に進めるため、平常時において関係団体等の連携と協力体制の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター連絡協議会による体制づくり ・災害ボランティア研修会の開催 ・大野市総合防災訓練への参加 ・感染症対策を考慮した災害ボランティアセンターの運営

郡上市社会福祉協議会との相互応援協定に基づく連携強化 <第1層>	新規	災害に備え、また発災時に円滑な連絡調整や応援体制を整えるため、平常時においても相互の情報交換と活動の交流を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター設置運営訓練等への相互協力と交流 ・職員交流による情報の共有と交換
-------------------------------------	-----------	--	---

基本計画4 地域における支え合いの体制づくりを推進します

実施計画(9) 多様な主体による支え合いと助け合い活動の推進

住民の力を活用した生活支援・介護予防サービスを充実し、在宅の高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを進めます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実 <第1層>	継続	生活支援の担い手の養成やそのネットワーク化等を行い、多様な主体による高齢者を支える地域の支え合いづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業(第1層)の実施 ・推進会議の運営 ・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置
地域の実情に応じて地域の多様な主体が活動する協議体の運営 <第2層>	新規	各地域で地域住民が主体となりサービスを提供する事業主体と連携して、地域でできることを考えながら支え合いの地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業(第2層)の実施 ・第2層協議体の立ち上げと運営 ・生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置

基本計画5 共同募金を活用し、じぶんの町を良くします

実施計画(10) 共同募金配分金を活用した福祉のまちづくり

赤い羽根共同募金運動への積極的な参加を図り、その配分金を有効に活用した福祉のまちづくりを進めます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
赤い羽根共同募金運動との連携によるまちづくり福祉活動の促進 <主に第2層>	継続	大野市共同募金委員会と連携し、地域を良くするまちづくり福祉活動や地域福祉活動を行う団体等を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金運動への参加と啓発 ・赤い羽根まちづくり福祉活動助成事業の支援 ・赤い羽根地域福祉活動活性化助成事業の支援
配分金を活用した福祉のまちづくりの推進 <第1層>	継続	共同募金運動に協力し、きめ細かな地域福祉活動にその配分金を効果的かつ効率的に活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・配分金活用事業の実施 ・共同募金運動の啓発

基本計画6 安心のある市民生活を支援します

実施計画(11) 在宅生活を支える介護機器の貸出

介護機器の貸出しを通して、在宅での自立生活の一助を担い、家族介護者等の負担の軽減を図ります。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
介護機器の無料貸出支援 ＜第1層＞	継続	介護保険認定外の高齢者や障がい者のほか、一時的に使用を希望する市民に対し、介護機器を無料で貸し出します。	・車椅子、ベッドの無料貸出サービスの実施

実施計画(12) 総合福祉相談の充実

市民の心配ごとや生活上の様々な問題について、気軽に相談できる窓口を設けることにより、その解決の一助とし、安心のある暮らしを支援します。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
心配ごと相談、無料法律相談等の充実 ＜第1層＞	継続	専門的なことから身近なことに至るまで、市民の日常生活の中での心配ごとや悩みごとの相談に応じ、適切な助言、援助を行います。	・定期的な心配ごと相談の実施 ・定期的な無料法律相談の実施 ・「結はあと」での福祉相談の実施

実施計画(13) 生活困窮者への包括的支援

最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人たちへ地域のネットワークを活用し、関係機関と連携のもと自立へと結びつける支援をします。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
関係機関との連携による生活困窮者への包括的支援 ＜第1層＞	継続	制度の枠組みでは支援できない生活困窮者に対し、関係機関との連携のもと包括的な支援ができるよう社協としての役割を果たします。	・地域での早期発見と見守り ・「ふらっと」「福祉事務所」等関係機関との連携と情報共有
生活福祉資金の貸付 ＜第1層＞	継続	関係機関と連携し、生活困窮者に一時的な資金を無利子で貸し付けることにより、生活維持への支援へつなげます。	・生活福祉資金貸付事業の実施



基本計画7 利用者のニーズに応じた相談と支援を推進します

実施計画(14) 障がい者の自立と社会参加の支援

障がい者のニーズに応じた事業を実施することにより、自立と社会参加の促進を図ります。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
障がい者の自立と社会参加の促進 ＜第1層＞	継続	音訳、点字、手話、要約筆記等のボランティアを養成し、その活動を支援するほか、イベント等を通して、障がい者の社会参加と自立を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 各ボランティア養成講座の開催 点字、声の広報紙発行 イベント等の開催による社会参加

実施計画(15) 福祉サービスの利用援助

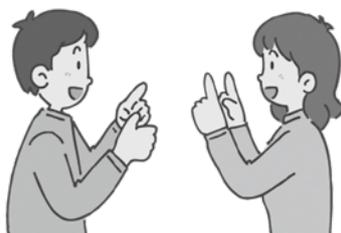
福祉サービス利用の手続きや日常の金銭管理などに不安を抱える人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
判断能力が不十分な方の日常生活の自立支援 ＜第1層＞	継続	認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を対象に、自立した日常生活が送れるように支援を行い、利用者の権利を擁護します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用に関する援助 日常的金銭管理 預貯金通帳や証書等の預かり 生活支援員の配置

実施計画(16) 法人後見による適正な権利擁護

社協の持つ資源とノウハウを活かし、地域における公益的な活動として法人後見の取り組みを進めます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
法人後見による日常生活支援と権利擁護 ＜第1層＞	継続	成年後見制度の利用が必要で、特別な事由がある人の法人後見を受任し、安心してその人らしい生活が送れるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 法人後見の受任 結はあと運営委員会や法人後見受任審査会の開催 成年後見制度や権利擁護などに関する相談援助 成年後見制度の手続き支援 成年後見制度の広報・啓発 各関係機関等との連携



実施計画（17）障がい者の相談支援と福祉サービス利用計画支援

障がい者のニーズに応じた福祉サービスの利用計画やその適切な利用の援助等を行い、在宅での自立した日常生活を支援します。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
相談等による障がい者の自立支援 ＜第1層＞	継続	障がい者の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の配置 ・福祉サービスの利用援助 ・生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリングの実施 ・関係機関等との連携
障がい福祉サービス等の利用計画作成支援 ＜第1層＞	継続	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等に関する情報提供、助言及び連絡調整 ・サービス等利用計画の作成 ・サービス等利用計画の見直し

基本計画8 在宅福祉サービスによる介護予防を推進します

実施計画（18）高齢者の日常生活の支援

高齢者の状況に応じた日常生活の支援を行い、在宅での自立生活の助長と健康の増進を図ります。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
配食サービス等による高齢者の見守り支援 ＜第1層＞	継続	民生児童委員や福祉委員が主体となり、配食サービスを行うことにより、ひとり暮らしや二人暮らしの高齢者等の見守り支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の実施 ・ひとり暮らし高齢者のつどい「かたらいの会」の開催
在宅介護支援センターの適正な運営 ＜第2層＞	継続	担当地区（陽明・和泉中学校区）における要援護高齢者やその家族に対し、在宅介護等に関する相談や助言等行うほか、関係機関との連携により在宅福祉の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護高齢者等の実態把握 ・在宅介護の相談、助言 ・地域包括支援センター等関係機関との連絡調整 ・在宅介護支援センターの広報
生活支援型ホームヘルパー派遣による安否確認と相談支援 ＜第1層＞	継続	虚弱な高齢者宅へホームヘルパーを派遣し、巡回相談を行うことにより、在宅での自立生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の独居、虚弱な高齢者への見守り支援 ・週1回の巡回訪問

実施計画 (19) 高齢者の介護予防の推進

高齢者相互のふれあいや交流活動を通して、自立生活の支援を行い、介護予防を進めます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
介護予防教室の開催 ＜第1層＞	継続	高齢者相互のふれあいを通して、生きがいつくりと社会参加を促進し、自立生活の支援と介護予防を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンの運営（数か所／年） ・未設置地区でのサロンの立上げ支援 ・自主運営サロンの支援
お出かけほっとサロンによる介護予防の推進 ＜第1層＞	継続	市内の温浴施設において、高齢者の交流活動を促進し、介護予防や健康づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・一団体あたり年10回の実施 ・介護予防教室の開催
家族介護教室の開催 ＜第1層＞	継続	在宅の家族介護者に対して、介護方法や介護予防、要介護者の健康づくり等の教室を開催し、高齢者の在宅生活の継続を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間3回開催 ・事業の広報と周知

基本計画9 障がい福祉サービスの拡充を図ります

実施計画 (20) 障がい児の自立促進と日中活動の支援

障がい児の生活能力の向上と社会との交流を図ることができるよう適切かつ効果的な指導等を行い、学校教育と相まって障がい児の自立を支援します。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
放課後等デイサービスの実施 ＜第1層＞	継続	放課後や長期休暇中において障がい児の居場所づくりと生活能力向上のための指導を継続的に行い、自立を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望を踏まえたサービスの提供 ・学校や関係機関との連携による支援 ・土曜日のサービスの提供 ・利用終了を見越したサービス移行体制づくり

実施計画 (21) 障がい者の日常生活の支援

障がい者の状況や環境に応じたホームヘルパーによる支援サービスを提供し、在宅生活を支援します。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
訪問介護サービスによる在宅生活の支援 ＜第1層＞	継続	障がい者の様々なニーズに応じて、ホームヘルパーによる適切なサービスを提供し、日常生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護、家事支援、通院介助、外出支援等による支援

基本計画 10 地域での生活を支える介護保険サービスを充実します

実施計画 (22) 利用者本位のサービスの提供

利用者一人ひとりの尊厳を尊重し、感染症対策を徹底したうえで介護保険の各サービスを提供し、高齢者の自立を支援します。

① 居宅介護支援

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
介護保険サービスの適切な利用に係る包括的支援 ＜第1層＞	継続	要介護者等が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう医療や住まい、介護に関する地域の社会的資源と連携を図りながら、本人の身体的・精神的な状況に合った適切なサポートを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援の実施 ・地域ケア会議への参加 ・研修会への参加

② 訪問介護

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
適切な訪問介護サービスの提供と充実 ＜第1層＞	継続	高齢者が在宅において、自立した日常生活を営むことができるよう関係機関等の連携とホームヘルパー間の情報の共有を図り、利用者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護の実施 ・関係機関との連携と情報共有 ・研修参加による研鑽

③ 天神通所介護

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
適切な通所介護サービスの提供と充実 ＜第1層＞	継続	利用者の自主性を尊重し、生活機能の維持または向上や回復を目指し、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護の実施 ・安心、安全な入浴の提供 ・状態に合わせた食事形態での食事提供 ・季節ごとの行事等の実施 ・機能訓練の実施

④ 和泉通所介護

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
適切な地域密着型通所介護サービスの提供と充実 ＜第1層＞	継続	利用者の自主性を尊重し、生活機能の維持または向上や回復を目指し、必要な日常生活上の世話を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるように支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護の実施 ・入浴、食事サービスの提供 ・運営推進会議の開催 ・地域住民との連携と交流

実施計画 (23) 災害や感染症発生に備えたサービスの継続

災害や感染症発生時においても最低限の介護保険サービス提供を維持していくことのできる体制を整えます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
緊急事態においても事業を継続・運営できる体制づくり ＜第1層＞	新規	大規模災害や日常生活に重大な影響を及ぼすような感染症の発生に備えた事業継続計画の作成とそれに基づく途切れないサービス提供ができる体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画の作成 ・計画に基づく利用者の安全確保とサービスの継続、職員の安全確保

実施計画 (24) 経営の安定化と運営の効率化

利用者が安心して良質なサービスを受けることができるよう専門職の確保に努め、安定的で効率的な事業運営に努めます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
専門職の確保による事業運営の安定化、効率化 ＜第1層＞	継続	専門職を適切に配置し、利用者の多様なニーズに応えることのできる体制を整え、安定的で、かつ効率的なサービスの提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職（看護師）の確保 ・利用者の安定的な確保 ・人材育成と人員配置の効率化

基本計画 1 1 適正な法人運営体制を継続します

実施計画 (25) 組織、運営体制の安定化

適正な法人運営や事業経営を行うとともに社協事業の適切なマネジメントを行うため、組織、運営体制の安定化に努めます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
適正な法人運営ができる組織、運営体制の安定化 ＜第1層＞	継続	より効果的で効率的に社協事業を遂行するため、内部組織・運営体制の安定化を図るほか、研修等を通して職員の資質向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ能率的に事務を処理する事務局組織 ・事業の多寡を見極めた適正な人事管理 ・資質向上を育む職員研修 ・適正な財務管理 ・正副会長会議、企画調整会議の適正な運営
理事会、評議員会等の適正運営と部会の活性化 ＜第1層＞	継続	設置目的に合致した理事会、評議員会及び監事会の運営を図るとともに、専門的事項を協議する部会の活性化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会の開催（年4～5回） ・評議員会の開催（年2～3回） ・部会の開催（年2～3回） ・監事会の開催（年1回）

実施計画（26）適正な苦情解決制度の運用

福祉サービス利用者がより快適なサービスを受けられるよう、利用者からの苦情を適切に解決します。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
適正な苦情解決制度の運用 ＜第1層＞	継続	客観性の確保できる第三者委員による苦情解決制度の適正な運用を図り、利用者の安心のある福祉サービスの利用につなげます。	<ul style="list-style-type: none">・第三者委員の設置・苦情受付担当者による受付

実施計画（27）安定的な財源確保

安定的かつ継続的な地域福祉の推進を図るため、自主財源の確保など堅実な財政運営に努めます。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
安定的な財政運営ができる財源の確保 ＜第1層＞	継続	地域福祉を中核的に進める公共的な役割を担う社協が、安定性と継続性のある事業活動を行うため要する財源の安定的な確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・自主財源の確保・公費の導入による補助事業、受託事業の実施・介護保険事業等収入の安定化・必要な基金の造成とその活用

実施計画（28）適正な基金の運用

各基金の設置目的とその目的となる事業の将来見通しを勘案し、着実な基金運用を図ります。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
各基金の適正な運用 ＜第1層＞	継続	財政運営安定基金と各特定目的基金の設置目的とその将来を見据えて、積立てと活用の適正な運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・財政運営安定基金の運用・福祉基金の運用・介護保険事業等運営安定基金の運用

基本計画 12 広報、啓発活動を強化します

実施計画（29）広報、啓発活動の拡充と強化

目的や対象を明確にしたうえで、多様な広報ツールを活用し、広報、啓発活動を拡充かつ強化します。

推進項目	区分	内 容	主な取り組み、手段等
広報、啓発活動の拡充と強化 ＜第1層＞	継続	社協活動、事業経営の透明性を図るため、多様な広報手段を活用して広報・啓発活動を効果的かつ効率的に行い、拡充と強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・年4回の「社協だより」の発行・ホームページやSNSによるリアルタイムな情報の発信・職員による広報活動

資 料

第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定経過

第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿

第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定経過

期日	事務局内ワーキング会議	策定委員会、理事会・部会
R2年 8月	<p>8月 4日（火）午前9時30分 正副会長会議で地域福祉活動計画説明 (1) 第五次計画策定のスケジュール（案）について</p> <p>8月18日（火）午後1時30分 第1回ワーキング会議 (1) ワーキング会議メンバーについて (2) 第五次地域福祉活動計画策定のスケジュール（案）について (3) 第五次地域福祉活動計画策定委員会委員の選出について (4) 第四次地域福祉活動計画の評価（令和2年度上半期分まで）作業について (5) 次回のワーキング会議日程及び内容について</p>	
9月	<p>9月15日（火）午後1時30分 第2回ワーキング会議 (1) 第四次地域福祉活動計画（令和2年度上半期分まで）の評価のまとめについて (2) 第五次地域福祉活動計画策定委員会委員の選出について (3) 今後の日程等について</p>	
10月	<p>10月21日（水）午前10時00分 第3回ワーキング会議 (1) 第四次地域福祉活動計画評価内容の確認について (2) 第五次地域福祉活動計画策定委員会（第1回）の内容確認について ・委嘱状交付と委員長・副委員長の選任について ・第五次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱について ・地域福祉活動計画の趣旨について ・第四次地域福祉活動計画の評価内容について ・第五次地域福祉活動計画基本フレームについて ・今後のスケジュールについて</p>	<p>10月26日（月）午後1時30分 理事会 (1) 第四次地域福祉活動計画評価（令和2年度上半期分まで）報告について (2) 第五次地域福祉活動計画の概要について</p> <p>10月29日（木）午後1時30分 第五次地域福祉活動計画策定委員会（第1回） (1) 委嘱状交付及び委員長・副委員長の選出 (2) 第五次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱について (3) 地域福祉活動計画の趣旨について (4) 第四次地域福祉活動計画の評価内容について (5) 基本フレーム（案）について (6) 今後のスケジュールについて</p>

期日	事務局内ワーキング会議	策定委員会、理事会・部会
11月	11月17日（火）午後1時30分 第4回ワーキング会議 (1) 第1回策定委員会の振り返りについて ・委員から出た意見等を反映する内容の確認と計画内容修正 (2) 基本フレームの確認と実施計画（案）及び推進項目（案）の作成について (3) 今後のスケジュールについて	
12月	12月8日（火）午後1時30分 第5回ワーキング会議 (1) 前回会議の意見等から修正する内容について (2) 基本計画（案）及び実施計画（案）について (3) 推進項目の内容について (4) 今後のスケジュールについて	12月23日（水）午後1時30分 第五次地域福祉活動計画策定委員会（第2回） (1) 前回会議の意見から修正等する内容について (2) 第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画基本フレーム（案）について (3) 実施計画（案）について (4) 今後のスケジュールについて
R3年 1月	1月19日（火）午後1時30分 第6回ワーキング会議 (1) 第五次地域福祉活動計画（案）の最終調整について	
2月		2月26日（金）午後1時30分 総務・事業合同部会 (1) 第四次地域福祉活動計画の最終評価について (2) 第五次地域福祉活動計画（案）について
3月	社協だより、ホームページで公表	3月3日（水）午後1時30分 第五次地域福祉活動計画策定委員会（第3回） (1) 第四次地域福祉活動計画の最終評価報告について (2) 第五次地域福祉活動計画（案）について (3) 今後のスケジュールについて 3月11日（木）午後1時30分 理事会 (1) 第五次地域福祉活動計画（案）について 3月26日（金）午後7時00分 評議員会 (1) 第四次地域福祉活動計画の最終評価及び第五次地域福祉活動計画の策定について

第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が取り組む地域福祉活動の今後の方向、活動内容等を明らかにする地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定をするため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、11人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- (1) 区長
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 高齢者
- (4) 当事者組織関係者
- (5) 福祉施設関係者
- (6) ボランティア
- (7) 地区社会福祉協議会関係者
- (8) 福祉委員
- (9) 結の心でつながる支え合いの地域づくり推進会議委員
- (10) 学識経験者
- (11) 行政関係者

3 委員の任期は、計画策定の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市社協において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、委員会の目的の達成の日をもって廃止する。

第五次大野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

役職	委員名	所属団体	選出区分
委員長	福田 洋一郎	福井県立大学非常勤講師 中部学院大学非常勤講師	学識経験者
副委員長	羽生 三千代	大野市民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員代表
委員	萩原 勢子	大野市区長連合会	区長会代表
委員	石塚 昭夫	大野市老人クラブ連合会	高齢者代表
委員	林 順和	大野市身体障害者連合会	当事者組織関係者代表
委員	加藤 純江	大野福祉施設連絡協議会	福祉施設関係者代表
委員	藤堂 朱実	大野市ボランティア活動ネットワーク	ボランティア代表
委員	清水 武正	大野地区社会福祉協議会	地区社協代表
委員	中尾 裕子	阪谷地区福祉委員会	福祉委員代表
委員	岩田 千津子	結の心でつながる支え合いの地域づくり 推進会議	第1層協議体代表
委員	井部 公盛	大野市民生環境部福祉こども課	行政関係者

事務局

卷寄 富美男	大野市社会福祉協議会	事務局長
田中 邦弘	〃	事務局次長
山内 裕幸	〃	総括主任
森尾 喜久代	〃	総括主任
櫻川 みゆき	〃	主任